

健康的な学校づくりに関する評価票 日本版（2011年度）

< 小学校用 >

この評価票は健康的な学校づくりを推進していくためには、どのような点に留意すれば良いかを具体的に示したものです。ご記入いただきます方は、**管理職、養護教諭、保健主事等の先生方を想定しております**。関係する先生方と相談しながらご記入いただきますようお願い申し上げます。

次のページからの選択肢は、下記の 5 段階です。それぞれのチェックポイントごとに該当する選択肢番号欄に を入れて下さい。

〈選択肢〉

- 5 できている
- 4 ややできている
- 3 どちらとも言えない
- 2 できていない
- 1 本校では該当しない

なお、チェックポイント欄の（ ）内には数字をご記入下さい。例えば（年間の回数： 回）などです。

項目 1 学校健康政策		選択肢				
		5 できている	4 ややできている	3 どちらとも言えない	2 できていない	1 本校では該当しない
<p>学校での総合的な健康づくりに必要となる方針に関する項目です。主に学校保健計画、学校安全計画などの学校の健康に関する計画についての内容で、以降の5つの項目の内容に関する方針が含まれています。</p>						
評価の観点	チェックポイント					
1. 学校保健計画・学校安全計画	1. 学校教育目標（計画）に、健康に関する目標が明記されている。					
	2. 学校保健計画と学校安全計画を別々に立案している。					
	3. 学校保健計画・学校安全計画に対して評価方法に基づいた評価を行っている。					
2. 学校保健計画・学校安全計画・その他の計画の内容	1. 前年度の実態や評価を活かして学校保健計画・学校安全計画を立案している。					
	2. 以下の項目が、学校保健計画・学校安全計画・その他の計画に含まれている。					
	1) 基本的な生活習慣					
	2) 食事（給食、食堂、購買）・食育					
	3) 性教育・性に関する指導（例：HIV/AIDS、性感染症等）					
	4) 感染症予防・対策（例：インフルエンザ、SARS等）					
	5) 喫煙対策（例：学校敷地内禁煙、教師の禁煙等）					
	6) 飲酒防止教育					
	7) 薬物乱用防止教育					
	8) 暴力やいじめ、ハラスメントの防止と対策 （例：児童と児童・教職員と児童）					
	9) メディアリテラシー教育（例：健康情報の適切な活用等）					
	10) 歯科保健指導（例：歯磨き指導等）					
	11) 危機管理マニュアル					
	12) 交通安全対策					
	13) 犯罪被害防止					
	14) 薬品の保管・管理					
	15) 管理職による教職員の安全や健康状態の把握と対策					
16) 教職員に対して健康教育指導者としての研修						
3. 健康に配慮した学校経営と教育課程	1. 健康面から学校のきまりが考えられている。					
	1) 多量の荷物で身体への負担、危険をおよぼすことがない。 （例：学校鞆の重さを最低1年に1回は計り、重すぎる場合は事後対応を行っている。香港では体重の15%以下が望ましいとされている。）					
	2) 人権が守られた内容（例えば、学校のきまりに違反した時や、喫煙がわかった時に教育的な支援ができる）になっている。					
	2. 授業のスタート時間が適切である。 （例：通学にかかる時間や児童の実態に合わせて登校時間を検討している。）					

項目2 学校の物理的環境 安全で衛生的で快適な環境、持続可能な環境へのサポートに関する項目です。		選択肢				
		5 できている	4 ややできている	3 どちらとも言えない	2 できていない	1 本校では該当しない
評価の観点	チェックポイント					
1. 安全な環境	1. 「生活安全」「交通安全」「災害安全(防災)」の領域について、事前及び事後の危機管理の観点から、学校独自の危機管理マニュアルが作成されている。					
	2. 事件、事故、自然災害発生時の対応に関する訓練が児童、教職員に対し実施されている。(年間の回数: 回)					
	3. 通学中の児童の安全を守る活動がある。 〈例:住民による交通安全指導、交通安全教室、セーフティウォッチャー等〉					
	4. 児童の通学路の確認を定期的に、また臨時に行っている。					
	5. 設備や道具の安全な使用法について、関係する全ての教職員に周知している。					
	6. 毎学期1回以上、児童等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について、安全点検を行っている。					
	7. 避難経路がすべての部屋にあり、掲示されている。					
2. 衛生的で快適な環境	1. 児童が環境を衛生的で美しく整えるための活動を、学校は支援している。〈例:美化活動や清掃活動等〉					
	2. 学校環境衛生基準に基づいた検査を行っている。					
	1) 定期的な衛生環境の維持管理が専門技術者(学校薬剤師等)によって行われている。					
	2) 必要に応じた日常点検や臨時検査を行っている。 〈例:温度、照明、揮発性有機化合物、放射線等〉					
3. 自校の学校環境に合わせたトイレや流し場などの清潔を保つための点検表等があり、それに基づいた定期検査を行っている。						
3. 安らげる・相談できる環境	1. 学校内に児童のためのリラクゼーションスペース(保健室、相談室、カウンセリングルーム以外に休息できる場所)が設置されている。					
4. 健康的な食環境	1. 学校での健康的な食の提供(給食・購買品等)に関する方針を点検・チェックするシステムがある。 〈例:栄養教諭または栄養職員によるチェックシステム、学校が購入する食品や飲料水、購買品のチェックシステム、管理職による検食等〉					
	2. 給食について点検・チェックが行われている。 〈例:栄養バランス・食物アレルギー等を考慮した献立作成等〉					
	3. 食中毒が発生した際の対応マニュアルが作成されている。					
5. 環境に優しい学校	1. 紙、アルミ缶、ペットボトルのリサイクルのシステムがある。 〈例:リサイクルは健康的に生き抜く社会を作るための活動〉					
	2. 水、電気、生ごみなどの資源に関する環境保護活動を行っている。					

項目3 学校の社会的環境 学校での総合的な健康づくりに必要な人間関係と社会的に特別な配慮を要する児童に関する項目です。		選択肢				
		5 できている	4 ややできている	3 どちらとも言えない	2 できていない	1 本校では該当しない
評価の観点	チェックポイント					
1. 学校内の人間関係の質	1. 教職員は規範意識を高める指導をする際に、児童の主体性を重んじた思いやりのある対応をしている。					
	2. 学校的意思決定過程に児童の参加が奨励されている。 〈例:学校保健計画、学校安全計画、その他の計画の策定に参加している。〉					
	3. 児童間での意思の疎通が良好に行われている。					
	4. 教職員間での意思の疎通が良好に行われている。					
	5. 児童と教職員間での意思の疎通が良好に行われている。					
2. 個人の価値の尊重	1. 個人がもつ文化的、宗教的、民族的特徴が相互に尊重されている。					
	2. 教育課程に文化的、宗教的、人種多様性と習慣についての内容を含め、児童が学習しやすいようにしている。 〈例:人権教育、多文化理解等〉					
	3. 教職員や児童の個人情報保護に関する規則等がある。					
3. 経済的なニーズをもつ児童へのサポートと援助	1. 学校は経済的な困難を伴う児童に対して公的支援についての情報を提供したり、学習支援や適切なプログラムを提供したりしている。〈例:教育扶助、就学援助の制度が適切に適用されている。〉					

項目 4 保護者・地域との連携		選択肢				
		5 できている	4 ややできている	3 どちらとも言えない	2 できていない	1 本校では該当しない
<p>学校での総合的な健康づくりに必要な、学校と保護者や地域の機関、人々との連携に関する項目です。</p> <p>※関連機関…保健所、区市町村、教育相談所、大学、図書館、医療機関、救急医療センター、精神保健福祉センター、結核予防会、福祉事務所、日本赤十字社、医師会、歯科医師会、公民館、町内会、警察署、消防署など。</p>						
評価の観点	チェックポイント					
1. 保護者との連携	1. 保護者のための健康に関する活動を実施している。 〈例:保護者向け健康教育等〉					
	2. 保護者と緊密に活動するために、保護者のグループまたは教職員と保護者の会(例:PTA、ママさんクラブ等)が組織されている。					
	3. 学校保健計画・学校安全計画の作成時と評価時において、保護者が参加できる機会を提供している。〈例:学校保健委員会等〉					
	4. 家庭に対して健康に関するアンケート調査や、情報提供等の啓発活動を積極的に行っている。〈例:保健だより等〉					
2. 地域や他の学校との連携	1. 地域や関連機関に健康的な学校づくりの方針や活動内容を知らせている。〈例:学校公開日や地域の行事等での展示、広報誌の発行〉					
	2. 地域や地域外での健康に関する活動に代表を派遣している。 〈例:地域の健康フェスタへの校長の参加等〉					
	3. 地域の健康に関する活動を支援するために、健康教育に関する交流活動をしている。〈例:地域の人を対象とした健康教育の実施等〉					
	4. 健康に関する活動を行っている地域の人々と共同で設備を使用している。〈例:体育館の地域公開等〉					
	5. 児童に有害なメディア(例:学校近辺の落書きや非道徳的なポスター等)を排除し、児童および教職員のメディアリテラシー能力を向上するために、関連機関と協働している。					
	6. 地域の関連機関から健康的な学校づくりについて助言や協力を得ている。					
	7. 学校保健計画・学校安全計画の作成時と評価時において、地域や関連機関が参加できる機会を提供している。					
	8. 児童が地域の健康資源(人、情報、物、場所等)を活用する機会を教育活動に取り入れている。					

項目 5 健康スキル・健康教育 児童が自分自身と他者の健康を向上させる力を育むための健康教育と安全教育に関する項目です。		選択肢				
		5 できている	4 ややできている	3 どちらとも言えない	2 できていない	1 本校では該当しない
評価の観点	チェックポイント					
1. 健康スキル習得のためのカリキュラム	1. 計画					
	1) 学校保健計画・学校安全計画の中に健康教育・安全教育が位置づけられている。					
	2. 実施					
	1) 保健指導等の中で、学習指導要領の内容以外に児童に必要とされている健康教育を行っている。 〈例:メディアリテラシー教育、犯罪被害防止教育等〉					
	2) 健康に関する課題について、児童が主体になって学び、教合うような学習時間がある。 〈例:ピアティーチング、総合的な学習の時間等〉					
	3. 評価					
2. スタッフの充実	1) 教職員が健康教育の研修を受ける機会があり、教育活動に反映されている。					
	2) 健康教育を行うにあたり、学校医・学校薬剤師・学校歯科医や学校外の専門家(例:保健師、警察等)からも協力を得ている。					
3. 健康スキル習得のための教材・教具、児童の組織作り	1. 健康教育に適切な教材・教具が整備されている。					
	2. 健康に関する啓発活動を行っている。 〈例:保健だより、健康に関する掲示物等〉					
	3. 健康に関する課題解決や健康を促進するための、児童による組織や活動グループがある。 〈例:ピアサポートリーダー、児童保健委員会等〉					

項目6 ヘルスサービス 児童、教職員、保護者のためのヘルスケアサービスとその基盤に関する項目です。		選択肢				
		5 できている	4 ややできている	3 どちらとも言えない	2 できていない	1 本校では該当しない
評価の観点	チェックポイント					
1. 感染症対策	1. 保健だより等の広報紙を通して、感染症に関する情報を保護者に提供している。					
	2. 児童や保護者に対して、予防接種を受けることを勧めている。					
	3. 児童の予防接種状況や感染症に関して調査を行っている。					
	4. 児童の予防接種状況や感染症に関して統計をとっている。					
2. 児童のヘルスケア	1. 学校は、特別なニーズを持つ児童（アレルギー、糖尿病、発達障害等）に対しての具体的な個別支援（指導）計画を立案している。					
3. 児童の健康状態の記録	1. 保健室来室者記録等をつけている。					
	2. 児童一人一人の健康状態の調査を行っている。					
	3. 個人情報の管理が適正にされている。（例：鍵がかかる棚等に保管等）					
	4. 児童の健康状態の統計をとっている。					
	5. 学校医、学校歯科医が定期健康診断の結果を確認している。					
4. 心理学的なカウンセリングサービス	1. 保護者、児童にとって利用可能な心理的なカウンセリングサービスやそれらについての情報が提供されている。					
	2. スクールカウンセラーまたはカウンセリングを行う人（養護教諭を除く）がいる。（週あたりの在校日数 日、時間）					
	3. 独立したプライバシーを確保できる相談室がある。					
5. 危機管理体制	1. 教職員は救急法の講習を定期的を受けている。（例：心肺蘇生法等）					
	2. 各行事に対応した応急手当の計画や手順マニュアルがある。					
	3. 基本的な救急箱や備品（担架、AED等）を常備している。					
	4. 上記3の欠品や故障、使用期限を定期的にチェックしている。					
6. 教職員のヘルスケア	1. 教職員自身の健康を増進するための働きかけを積極的に行い、関連する研修や活動を行ったり、参加をサポートしたりしている。					
	2. 教職員に定期健康健診や最新の予防接種、その他の健康的な活動を奨励している。					
	3. 管理職は教職員の身体的健康に配慮し、必要に応じて、受診、休職ができる環境を整えている。					
	4. 管理職は教職員の精神的健康に配慮し、必要に応じて、カウンセリング、受診、休職ができる環境を整えている。					
	5. 学校内に教職員のためのリラクゼーションルーム（心身ともに安らげる場）が設置されている。（例：休憩室等）					
	6. 健康に関する適切な最新情報を、教職員に提供している。					

〈何かご意見等がございましたらご記入下さい。〉

ご協力ありがとうございました。